



所 橿原市菖蒲町
 近鉄橿原神宮前駅より奈良交通バス
 「菖蒲町四丁目南」下車東へ約350m

世界遺産
 「飛鳥・藤原」
 登録推進協議会
 公式サイト



問県世界遺産室 ☎0742-27-2054

甘檜丘から続く丘陵の南斜面に築かれた方墳。古墳時代の横穴式石室（石室は写真中央建物内）を踏襲しつつ、石舞台古墳と比較して墳丘は小規模になっています。（南から撮影）

菖蒲池古墳



▲石室内には被葬者を納める石棺が南北に2基並んで設置されています。

飛鳥時代（6世紀末～8世紀初め）の古墳は、前方後円墳を代表とする古墳の形や規模によって身分を示す伝統から脱却した「終末期古墳」にあたります。7世紀中頃に造られた菖蒲池古墳は、内面に漆を塗り、蓋に棟飾りを表現した珍しい家形石棺を2基納めています。墳形が方形であることや、南を向く立地は中国の影響がみられます。被葬者は不明ですが、その内容から皇族もしくは当時の有力者にあたる人物の墓であると考えられています。

飛鳥・藤原を
 世界遺産に

漆を秘める古墳石棺



児童扶養手当 特別児童扶養手当



●現況届 ●所得状況届 提出をお忘れなく！

※提出の際は、市町村からの案内を確認してください。

① 児童扶養手当

児童扶養手当の受給資格者は、毎年「現況届」を提出する必要があります。

※届を出さないと11月分以降の手当を受けることができません。

制度の
 詳細はこちら



☎www.pref.nara.jp/69261.htm

提出期間 8月1日(金)～31日(日)

② 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の受給資格者は、毎年「所得状況届」を提出する必要があります。

※届を出さないと8月分以降の手当を受けることができません。

制度の
 詳細はこちら



☎www.pref.nara.jp/53258.htm

提出期間 8月12日(火)～9月11日(木)

※提出の際は、土日の受付状況などについて市町村からの案内を確認してください。

申 お住まいの市町村の担当窓口まで 問 お住まいの市町村または県子ども保育課 ☎0742-27-8606